

佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱第12条に基づく指導事項

佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱（平成26年10月1日施行）第12条の規定により市長が定める指導事項は、次のとおりとする。

1. 道路及び交通対策

- (1) 土地の埋立て等に伴い、新たに必要となる車両の運行及び交通関係施設については、安全性に留意し自らの負担で必要な措置を講じ、又は整備すること。
- (2) 土砂等を運搬するときは、事前に、土砂運搬の計画を定め、道路管理者及び所轄警察署と協議を行い、市長にその結果を報告すること。
- (3) 土砂、建設資材等を搬出入するための工事用車両の通行に際しては、交通安全施設の設置、監視員の配置その他の交通安全対策を講じるとともに、土砂等の飛散防止に努めること。
- (4) 道路施設、水路等に損傷を与えた場合は、直ちに補修して現状に復旧し、各管理者と立会いを行い確認すること。

2. 用水施設、排水施設及び溜池に関する措置

(1) 排水路

- ア 土地の埋立て等を行う場合は、現況の排水慣行を遵守して、上流からの水流を適切に下流へ排水させる機能を、技術基準に従い確保すること。
- イ 土地の埋立て等に伴い、区域内の雨水を区域外に排水する為に必要となる施設は、技術基準に従い自らの負担で施工すること。
- ウ 流末排水が海水に影響を及ぼす場合は、関係漁協等と協力すること。

(2) 用水路

- 農業用水及びその他の用水に影響を及ぼす場合は、関係水利権者と十分協議のうえ、その機能を確保すること。

(3) 溜池

- ア 土地の埋立て等の区域内又はその周辺に溜池が存在するときは、関係者と十分協議のうえ、防災工事の実施その他従前の機能に支障が生じないように保全すること。
- イ 溜池を埋め立てるときは、その流域を勘案のうえ、関係水利権者と十分協議した後に、上流及び下流の放流関係施設を整備すること。

3. 土地の保全

土地の埋立て等を行うときは、その周辺の農地、山林、住宅等に被害を起こさないよう万全の注意を払うとともに、自然環境及び生活環境に係る被害が発生しないように努めること。

4. 公害対策

工事の実施に当たっては、土砂流出、濁水、粉じん、騒音等の公害により、周辺的生活環境へ悪影響を及ぼさないよう、十分に防止対策を行うこと。

5. 埋蔵文化財等に関する措置

土地の埋立て等の区域内及びその周辺地域における埋蔵文化財等の存否及び取扱いについて、文化財課と協議すること。なお、これらを発見したときは、工事を中止し、速やかに文化財課に届け出て、その指示に従うこと。

6. 緑化に関する措置

工事の施行に当たっては、自然緑地等をできる限り確保するとともに、工事完了後の土地についても、植生の回復を図るため、植樹等による緑化に努めること。

7. 防災対策

- (1) 事業主等は、工事期間中の災害防止に努めるとともに、地形、地質、気象等を十分考慮した防災計画（計画及び施工）をたて実施すること。
- (2) 工事期間中は、地形の状態を常に把握し、それに応じた対策工事を施工すること。
- (3) 工事の実施に当たっては、防災対策として必要な施設（土留擁壁、遊水池、沈砂池等）を設けるとともに先行施工するよう施工順序を検討すること。
- (4) 工事の実施については、出水期等の施工により土砂流出等の災害を発生させないよう施工時期を十分検討のうえ行うこと。
- (5) 緊急時の防災対策として、資材確保、施工体制及び連絡体制を整えておくこと。

8. その他の措置

- (1) 工事着手前及び完了時の全景、工事の出来形、施工状況、基礎部分の状況、寸法等を確認できるよう写真撮影を実施し、整理のうえ完了時に提出すること。
- (2) 現場責任者を選任のうえ常駐させ、工事施工中の災害、事故及び住民への被害防止に万全を期するとともに、万一災害等が発生したときは、事業主等が責任をもって解決すること。
- (3) その他関係法令を遵守すること。

以 上